

地域指定年度	昭和44年度
計画策定年度	昭和46年度
計画見直し年度	昭和56年度
	平成 9年度
	平成16年度
	平成21年度
	平成27年度
	令和 2年度
	令和 7年度

## 函南町農業振興地域整備計画書（案）

令和 8 年 5 月

静岡県田方郡函南町

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア 現況農用地等に係る農用地区域

別表に掲げている地番に該当する土地を農用地区域とする。

#### イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

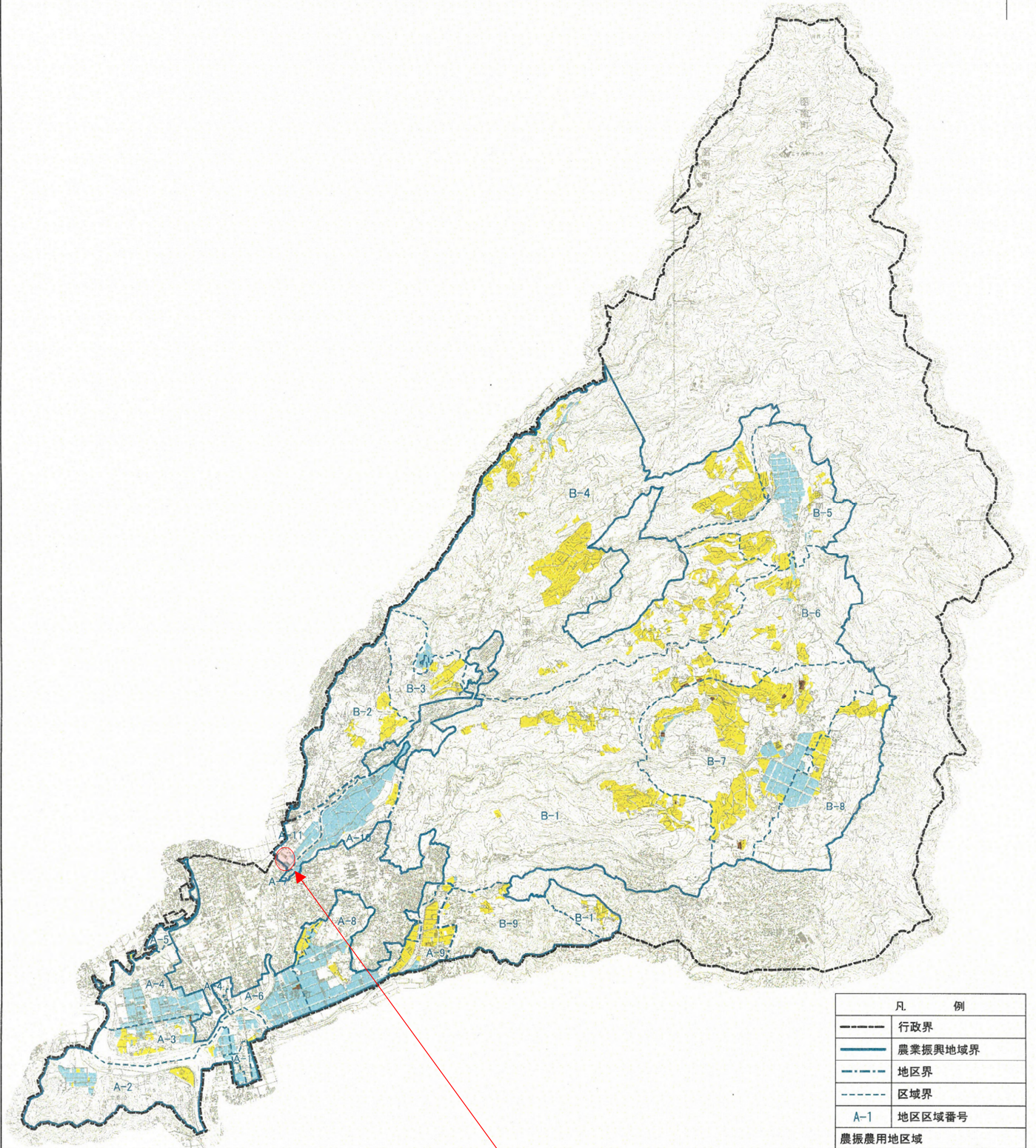
別表に掲げている地番に該当する土地を農用地区域とする。

### (2) 用途区分

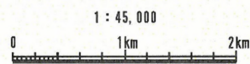
下表の「地区名」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区名	用途区分
平地地区 (A地区)	農地：下記の用途として区分した区域以外の区域 次の農地を除外する 令和8年 月 日 ・上沢字田中111番の一部 (200.02㎡) 農業用施設用地：農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設 とした地番に該当する土地

付図1号 土地利用計画図



申請地



凡 例	
-----	行政界
—————	農業振興地域界
- - - - -	地区界
-----	区域界
A-1	地区区域番号
農業農用地区域	
■ (Blue)	田
■ (Yellow)	畑
■ (Brown)	農業用施設用地



② 農用地区域からの除外

区 分	変 更 の 事 由 （転用計画のある土地）																		
	計		自 己 住 宅				分 家 住 宅				農 業 用 施 設		病 院 ・ 診 療 所		福 祉 施 設		店 舗 ・ 沿 道 サ ー ビ ス		
	件数	面積 ㎡	農 家		そ の 他		農 家		そ の 他		件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	
			件数	面 積 ㎡	件数	面 積 ㎡	件数	面 積 ㎡	件数	面 積 ㎡									
法第13条第2項該当	1	200.02							1	200.02									
(うち荒廃農地)	(A分類)	(0)	(0.00)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	(B分類)	(0)	(0.00)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
				工場		流通業務施設		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
				件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡
	法第13条第2項該当																		
	(A分類)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	(B分類)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

区 分	計		公 共 事 業 等							
	件数	面積 ㎡	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
			件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡
法第10条第4項該当	0	0.00								
[うち8年未経]	[0]	[0.00]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
(うち荒廃農地)	(A分類)	(0)	(0.00)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	(B分類)	(0)	(0.00)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

区 分	農 業 振 興 地 域 の 増 減 に 係 る 事 由			
	( )	( )	( )	( )
	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡
その他				
法第13条第1項該当				
[うち8年未経]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
(うち荒廃農地)	(A分類)	( )	( )	( )
	(B分類)	( )	( )	( )

区 分	変 更 の 事 由 （法第10条第3項各号のいずれにも該当しなくなった土地）																	
	計		法第15条の2第1項の開発許可不要に該当した土地								左記以外（転用計画なし）							
	件数	面積 ㎡	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	小計		( )	( )	小計			
			件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	件数	面積 ㎡		
法第10条第3項非該当	0	0.00									0	0.00					0	0.00
(うち荒廃農地)	(A分類)	(0)	(0.00)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	(0)	(0.00)	( )	( )	( )	( )	(0)	(0.00)
	(B分類)	(0)	(0.00)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	(0)	(0.00)	( )	( )	( )	( )	(0)	(0.00)



様式第2-3号（農用地利用計画変更内容一覧表）

※「用途による区分別面積」欄は、「除外」及び「用途変更」の場合、当該地の除外及び用途変更前の農用地利用計画上の用途区分を記入する。ただし、農用地利用計画上の用途区分が農地の場合は現況により田、畑、樹園地別に区分し、現況が荒廃農地の場合は耕作当時の状況により区分する。また、開発予定であった山林原野の場合は予定していた用途により区分する。

「編入」の場合、当該地の編入後の農用地利用計画上の用途区分を記入するが、農用地利用計画上の用途区分が農地の場合は計画用途により田、畑、樹園地別に区分し、現況が荒廃農地または開発予定の山林原野等の場合は開発後の利用目的により区分する。

※「現況による区分別面積」の欄には、田、畑、樹園地、採草放牧地、農業用施設用地、混牧林地、（混牧林地以外の）山林原野、その他別に区分して記入する。

なお、当該地が荒廃農地の場合は耕作当時の状況により区分し記入する。

法第15条の2第1項に規定される開発許可不要であり、農地法上も転用許可不要で、農用地区域を変更せずに施設を整備した場合は、今回定期変更の精査後の現況で記入する。

※[うち8年未経]の欄には、土地改良事業等の実施中及び完了後8年未経過の土地を含む除外について、項目ごと、件数・面積を内数で記入する。

※(うち荒廃農地)の欄には、荒廃農地調査に基づく荒廃農地の区分により「A分類」「B分類」を含む除外について、項目ごと、件数・面積を内数で記入する。

※「農用地区域への編入」について、第2号該当の場合は、土地改良事業等の実施により新たに施行の区域内の土地となる場合と、既に土地改良事業等の施行の区域内の土地であった場合を区別して記入する。また、重複して該当する場合は、既に土地改良事業等の施行の区域の土地であった場合として記入する。

第5号該当の場合は、各市町農振整備計画の農用地区域の設定方針において該当する項目を簡潔に表現し、記入する。

なお、法第10条第3項第1号及び第2号に重複して該当する場合は、第1号を優先し、記入する。

※「農用地区域からの除外」について、「法第13条該当」及び「法第10条第4項該当」の欄は、転用計画の内容ごとに件数・面積を記入する。除外する土地に土地改良事業等の実施中及び完了後8年未満の土地を含む場合は[ ]内に各項目ごと、件数・面積を内数で記入する。除外する土地に、荒廃農地調査に基づき区分される「A分類」「B分類」を含む場合は各項目ごと、件数・面積を内数で記入する。

「法第10条第3項非該当」の欄には、法第15条の2第1項に規定される開発許可不要であり、農地法上の転用許可不要で、農用地区域を変更せずに、施設を整備した場合に、該当する転用事業の内容を簡潔に表現し記入する。それ以外の事由で除外する場合は、各市町農振整備計画における農用地区域の設定方針の但し書き(設定方針に含まない事項)の内容を簡潔に表現し記入する。また、除外する土地に、荒廃農地調査に基づき区分される「A分類」「B分類」を含む場合は各項目ごと、件数・面積を内数で記入する。

※「変更の事由」の欄が不足する場合は、適宜追加すること。

2 個別一覧表

整理 番号	地区 記号 区域 番号	土地の所在地		用途 区分	地目	現況	荒廃農地の状況・ 精査前の現況等	面 積	法第10条第3項該当 条項		変更区分 (除外・ 編入・ 用途変更)
		大字・字	地番							集团的農地の規模	
1	A-11	上沢字田中	111番の内	田	田	田	田	200.02 ㎡	5号	10ha未満	除外
								㎡			
								㎡			
								㎡			
								㎡			





地域指定年度 昭和 45 年 3 月 31 日  
 整備計画策定年度 昭和 46 年 4 月 1 日

函南町農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更概要

令和 8 年 5 月 29 日

1 農用地利用計画

(1) 農業振興地域の変更概況 (現況)

単位 : ha

	農業振興地域の土地利用概況 (現況)										
	農用地						混牧 林地	農業 用施 設用 地	混牧林地 以外の山 林原野	その他	計
	農地				採草 放牧 地	小計					
	田	畑	樹園地	小計							
変更前	263.74	560.01	0.00	823.76	0.00	823.76	0.00	29.91	1,135.70	1,575.63	3,565.00
変更後	263.72	560.01	0.00	823.74	0.00	823.74	0.00	29.91	1,135.70	1,575.65	3,565.00
増 減	△0.02	0.00	0.00	△0.02	0.00	△0.02	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00

農業振興地域内の土地利用状況を現況別に、小数点第 2 位まで記入。

(2) 農用地利用計画の変更概要

ア 用途区分別

単位 : ha

	農用地利用計画								
	農用地						混牧 林地	農業 用施 設用 地	計
	農地				採草 放牧 地	小計			
	田	畑	樹園地	小計					
変更前	211.30	361.28	0.00	572.58	0.00	572.58	0.00	3.03	575.61
変更後	211.28	361.28	0.00	572.56	0.00	572.56	0.00	3.03	575.59
増 減	△0.02	0.00	0.00	△0.02	0.00	△0.02	0.00	0.00	△0.02

農用地利用計画の用途区分別の面積を小数点第 2 位まで記入。山林原野は予定している農地造成後の用途で区分。

イ 現況別

単位 : ha

	農用地区域の土地利用概況 (現況)										
	農用地						混牧 林地	農業 用施 設用 地	混牧林地 以外の山 林原野	その他	計
	農地				採草 放牧 地	小計					
	田	畑	樹園地	小計							
変更前	210.59	266.15	0.00	476.74	0.00	476.74	0.00	0.31	82.76	15.80	575.61
変更後	210.57	266.15	0.00	476.72	0.00	476.72	0.00	0.31	82.76	15.80	575.59
増 減	△0.02	0.00	0.00	△0.02	0.00	△0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	△0.02

農用地区域の土地利用状況を現況別に小数点第 2 位まで記入。荒廃農地については耕作当時の状況別に記入。

(3) 農用地利用計画の変更内容

様式第 2-3 号のとおり

2 土地利用区分の方向（※定期変更時のみ）

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

	農用地		農業用施設用地		森林原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R〇〇)														
目標 (R〇〇)														
増減														

※表は参考様式。市町農業振興地域整備計画の記載内容に準じて記載する。

イ 農用地区域の設定方針

設定方針	変更前	変更後
現況農用地について		
農用地区域としない地域、地区及び施設について		
土地改良施設用地について		
農業用施設用地について		
現況森林・原野について		

(2) 農用地等利用の方針

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設			計			森林 原野等	
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	
計																	

※表は参考様式。市町農業振興地域整備計画の記載内容に準じて記載する。

### 3 整備計画の変更手続経過

年月日	内容*	備考
令和8年5月11日	変更申出の受付	
令和8年5月18日	函南町農業委員会 意見聴取依頼 富士伊豆農業協同組合 意見聴取依頼 函南東部農業協同組合 意見聴取依頼	
令和8年5月18日	現地調査	函南町農業振興地域整備促進協議会
令和8年5月25日	富士伊豆農業協同組合、函南東部農業協同組合、函南町農業委員会、函南町農業振興地域整備促進協議会より意見聴取完了	
令和8年5月25日	函南町農業振興地域整備促進協議会の開催、審議	函南町農業振興地域整備促進協議会
令和8年5月29日	静岡県へ変更事前協議	

\*内容欄には「変更申出の受付」、「現地調査」、「市町村協議会の開催」、「事前協議」、「公告縦覧・異議申出の受付」等を記入する。

#### 4 農業振興地域の指定及び整備計画の策定及び変更経過

##### (1) 農業振興地域の区域の指定及び区域変更

	告示年月日	告示番号	備考
農業振興地域の区域の指定			
農業振興地域の区域の変更			
同上			

##### (2) 農業振興地域整備計画の策定及び変更

	協議完了 年月日*	協議完了 文書番号*	12条公告 年月日	備考**
整備計画策定				
第1回整備計画変更				
第2回 〃				
第3回 〃				
第4回 〃				

\*「協議完了年月日」、「協議完了文書番号」欄は、平成12年3月31日以前については、「認可年月日」、「認可文書番号」を記入する。

\*\*「備考」欄には定期変更、随時変更、軽微変更の区分を記入する。

## 事業調整調書

### 1 土地改良事業等一覧

（整理番号            ）

No.	事業名	地区名	実施年度	受益面積 全体 (市町内)	除外面積	対図番号
1	団体営 かんがい排水事業	八ツ溝川地区	昭和 56 年度	6.5h a  (6.5h a)	200.02	
2						
3						
4						

※農用地利用計画の変更の際し、除外案件に係る関連事業が複数ある場合にこの一覧表を作成する。

※整理番号は、様式第 2-3 号 農用地利用計画変更内容一覧表のうち「2 個別一覧表」の整理番号を記入する。

2 個別調整調書

(整理番号 1 )

事業名 地区名 (事業実施年度) (事業主体)	全体受益面積 ha (かい廃受益) (かい廃財産 千円) 工種・延長等	調整経緯			
		農林事務所課名 (担当者名)	市町名課名 (担当者名)	調整年月日	具体的措置方針
No. 1 団体営 かんがい排水事業 八ツ溝川地区 (昭和 56 年度) (実施主体：函南町)	6.5ha (かい廃受益 200 m <sup>2</sup> ) (かい廃財産無し)	東部農林事務所 農村計画課 中野真樹子	函南町産業振興課 森田雄太	R 8 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲は宅地化が進んでおり、周辺営農への支障は無い。</li> <li>・土地改良施設のかい廃は無い。</li> <li>・団体営かんがい排水事業 八ツ溝地区の受益地であるが、事業完了後 8 年以上経過していること、防護柵設置の事業であるため、問題ない。</li> <li>・当該地は土地改良区の受益地ではない。</li> </ul>

(整理事項)

1 補助金返還	受益地の転用に伴う補助金返還要領に基づくもの	・ 8 年未経過の有無	有り (→返還、返還免除)	<input type="checkbox"/> 無し
	補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律に基づくもの	・ 耐用年数未経過の有無	有り (→返還、返還免除)	<input type="checkbox"/> 無し
2 土地改良財産のかい廃		有り (財産処分承認 要、不要)	(→機能補償 要、不要)	<input type="checkbox"/> 無し
3 代替受益の確保		有り	<input type="checkbox"/> 無し	
4 事業計画の変更		要	<input type="checkbox"/> 不要	

※当該書類については、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」(昭和 44 年 5 月 24 日付け 44 農地 A 第 826 号農林事務次官通知)に基づき、作成するものである。

※整理番号は、様式第 2-3 号 農用地利用計画変更内容一覧表のうち「2 個別一覧表」の整理番号を記入する。

※基本的に事業ごとに作成する。

農用地利用計画の変更に係る市町の判断理由（法第13条第2項関係）

(1/2)

						(函南町)	
整理番号		土地の所在地	田方郡函南町上沢字田中 111 番の内				
土地所有者の概要		農家分類	認定・専業・1兼・2兼・ <input type="checkbox"/> 非農家				
		主な経営品目	—				
		代替地の要望	有・ <input type="checkbox"/> 無	後継者の有無		有・ <input type="checkbox"/> 無	
事業計画の概要	<p>申出人は現在実家にて家族と同居しているが、実家を姉が継承することとなり、一戸建専用住宅の建築を計画しています。親の介護等も考慮して土地を選定した結果、本申出地にて分家住宅1棟を建築するものです。</p> <p>敷地面積 200.02 m<sup>2</sup></p>						
			(農用地)	(山林)	(農業用施設)	(その他)	(計)
	土地 (m <sup>2</sup> )	農用地区域内	200.02	0	0	0	200.02
		農用地区域外	0	0	0	0	0
		計	200.02	0	0	0	200.02
	施設 (m <sup>2</sup> )	施設面積	57.10	0	0	0	57.10
		延べ面積	105.91	0	0	0	105.91
法第13条第2項各号に対する市町の意見	第1号関係	「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」と判断した理由					
		<p>除外後の農地区分については、道路、下水道その他公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が省令で定める程度に達している区域であることから、第3種のうちに該当し、原則転用可となっています。都市計画課とは事前相談済みであり、建築面積 57.10 m<sup>2</sup>、延床面積 105.91 m<sup>2</sup>であり、駐車台数2台を考慮しても、敷地面積は適当であると考えます。</p>					
		「農用地区域以外の土地をもつて代えることが困難」と判断した理由					
		<p>申請人の父が所有する土地において代替性の検討を行ったが、宅地化率が低い、現況公衆用道路である、接道の無い山林など、条件を満たす土地がほかにない状況である。</p>					

法第 13 条 第 2 項各 号に対す る市町の 意見 (つづき)	第 2 号 関 係	「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」判断理由 令和 8 年 4 月 2 日地域計画変更の公告を行い、地域計画から外れた区域であ り、地域の生産振興や産地形成に支障はない。	
	第 3 号 関 係	「農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがない」判断理由 周辺の宅地化率が高く、集団化している農地とは言えない。数筆の農地の集 まりの端に位置しており、他の農地への影響はない。	
	第 4 号 関 係	「認定農業者等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがない」判断理由 認定を受けている経営改善計画の面積に申請地は含まれていない。認定農業者の 農業経営には影響はない。	
	第 5 号 関 係	「土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがない」判断理由 雨水は前面道路側溝、汚水は公共下水道へ排水し、農業用水路へは流入しな い。その他、土地改良施設に係る工事はなく、その機能に及ぼすおそれはない。	
	第 6 号 関 係	「当該変更に係る土地が法第 10 条第 3 項第 2 号に規定する土地改良事業等の 工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過した土地」であることの 整理	
		補助金返還の対象無し。	
土地改良事業等の事業 調整について ※該当事業がある場合、 参考様式 Q を添付	土地改良事業実施主体とは協議済み。		
農協、農業委員会等の意 見 ※意見ありの場合、聴取 意見のコピー等を添付	農協	意見	有 ・ <input type="checkbox"/> 無 / 意見反映の状況 ( )
	農業委員会	意見	有 ・ <input type="checkbox"/> 無 / 意見反映の状況 ( )
	土地改良区	意見	有 ・ <input type="checkbox"/> 無 / 意見反映の状況 ( )
	森林組合	意見	有 ・ <input type="checkbox"/> 無 / 意見反映の状況 ( )